

本人通知制度登録申出書

年 月 日

(宛先)東大阪市長

申請者氏名

住所

裏面の内容に同意の上、東大阪市住民票の写し等本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申し出ます。

ふりがな			明・大・昭・平・令
登録者氏名	<input type="checkbox"/> 申請者の氏名に同じ	生年月日	年 月 日
登録者の住所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所に同じ 東大阪市	連絡先	(TEL)
登録の対象とする証明書	1. 住民票の写し(記載事項証明含む) 2. 除住民票の写し(記載事項証明含む)		
本籍	東大阪市	筆頭者	
登録の対象とする証明書	1. 戸籍謄(抄)本・戸籍附票の写し(記載事項証明含む) 2. 改製原戸籍謄(抄)本・改製原戸籍附票の写し		
本籍	東大阪市	筆頭者	
登録の対象とする証明書	1. 除籍謄(抄)本・除戸籍附票の写し(記載事項証明含む) 2. 戸籍謄(抄)本・戸籍附票の写し(記載事項証明含む) 3. 改製原戸籍謄(抄)本・改製原戸籍附票の写し		

市内での転居・転籍があった場合、新たな住民票及び戸籍についても通知の対象となります。

※代理人による届出の場合は、記入してください。

代理人氏名	<input type="checkbox"/> 申請者の氏名に同じ	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
代理人の住所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所に同じ	連絡先	(TEL)
登録者との関係	1. 未成年者の法定代理人 2. 成年被後見人の法定代理人 3. その他代理人		

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要な事項を記入し、該当するものに○印を付けてください。

注3 次の書類を提出または提示してください。

- ・あなたが本人等であることを証明する書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等)
- ・あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- ・あなたがこの申請に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

注4 登録者名簿への登録日は、申込受付日の翌日となります。

市記入欄

受付日	年 月 日								
権限確認	委任状・戸籍謄抄本・登記事項証明書・その他( )								
本人等の確認書類	免・マ・保・年・在・特・聴・他( )								
受付場所	日・四・鴻・若・楠・布・近・市・郵								
受付	入力	審査	FAX	交付	備考				

## 本人通知制度について

1

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人等の代理人や第三者(国又は地方公共団体の機関を除く。)(※1)に交付した場合、交付した事実について通知する制度です。第三者から証明書の請求があった場合に、交付を拒否したり、交付してもよいかを本人に確認したりする制度ではありません。

(※1)第三者とは、住民票の写しにおいては、「同一世帯」以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては、「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系尊属及び卑属」以外の者であり、個人、法人、八士業(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)をいいます。

2 本人通知書の記載事項は、①交付年月日、②交付証明書の種別、③交付通数、④交付請求者の種別の4事項です。

④交付請求者の種別とは、「本人等の代理人請求」「第三者請求・個人」「第三者請求・法人」「第三者請求・八士業」の4種類です。

交付請求者の氏名、住所等を通知するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

3

東大阪市では、住民票の写し等の不正請求の抑止や不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的として、平成23年9月1日から実施しています。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意の上、登録申出をしてください。

4

登録等の申出の受付は、本庁舎(市民課)、市内7箇所行政サービスセンター、及び郵送で行います。なお、登録日は申込受付日の翌日となり、登録日以降の交付請求が通知の対象となります。

5

登録の申出には、登録者の本人確認書類の提出又は提示が必要です。代理人による申出について登録者の本人確認書類に加えて、代理人の本人確認書類及びその権限を有する書類の提出が必要です。

6

転出、転籍等により、登録事項(住所・本籍・氏名)に変更が生じたときは届出をしてください。変更の届出がない場合、登録を取り消す場合もありますのでご注意ください。

また、登録の廃止をするときも届出が必要です。なお、登録者が死亡、失踪宣告、国外へ転出、居所不明等により住民票が消除されたとき、または本人通知書が返戻されたとき、その他市長が特に必要と認めたときは、登録を取り消します。

7

本人通知制度において必要な場合は、登録者の住民票、戸籍等について、他の市区町村へ調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。